

特定原子力施設検査実施要領書  
(使用前検査)

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

- 工事の工程 : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが  
できる状態になった時  
設備の組立てが完了した時  
工事の計画に係る工事が完了した時
- 対象設備 : 汚染水処理設備等  
滞留水移送装置  
主要配管

要領書番号 : 原規規収第 2007162 号 01

令和 2 年 9 月

原子力規制委員会

# 改訂来歴

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

特定原子力施設検査（使用前検査）

工事の工程 : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時  
設備の組立てが完了した時

工事の計画に係る工事が完了した時

対象設備 : 汚染水処理設備等

滞留水移送装置

主要配管

要領書番号 : 原規規収第 2007162 号 01

回	年 月 日	改訂箇所、改訂内容及び改訂理由
一	令和2年9月2日	制定
		以下余白

## 目 次

I. 検査目的及び検査項目	1
II. 検査対象設備及び範囲	1
III. 検査場所	2
IV. 実施計画の認可関係	2
V. 検査方法	2
VI. 判定基準	5
VII. 添付資料	6
1. 使用前検査成績書様式	
2. 関連図書及び詳細手順	
資料1. 実施計画（抜粋）	
資料2. 検査範囲図	
資料3. 耐圧・漏えい検査要領	
資料4. 通水検査要領	

(最終頁 7 7)

## I. 検査目的及び検査項目

本検査は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（以下「規則」という。）第20条第1項の表第一号、第二号及び第三号の工事の工程に係る検査項目の使用前検査について、福島第一原子力発電所に係る汚染水処理設備等のうち滞留水移送装置及び主要配管の工事が認可された実施計画（\*1）に従い行われていることを確認するもので、以下の検査（\*2）を実施する。

1. 材料検査
2. 寸法検査
3. 外観検査
4. 組立て及び据付け状態を確認する検査（以下「組立・据付検査」という。）
5. 耐圧・漏えい検査
6. 機能検査
  - (1) 漏えい警報検査
  - (2) 水位警報検査
7. 性能検査
  - (1) 性能校正検査
  - (2) 通水検査

\*1：認可された実施計画とは、原子力事業者等が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第2項の規定に基づき原子力規制委員会に提出し、認可された実施計画

\*2：材料検査、寸法検査、外観検査、組立・据付検査及び耐圧・漏えい検査は規則第20条第1項の表第一号の工事の工程に係る検査項目である。また、漏えい警報検査、水位警報検査及び性能校正検査は規則第20条第1項の表第二号の工事の工程に係る検査項目であり、通水検査は規則第20条第1項の表第三号の工事の工程に係る検査項目である。

## II. 検査対象設備及び範囲

検査の対象は、実施計画に記載された下記の設備とする。

詳細は、添付資料-2「関連図書及び詳細手順」資料1.「実施計画（抜粋）」参照のこと。

検査対象設備・検査範囲	数量等
汚染水処理設備等 滞留水移送装置	
・3号機タービン建屋床ドレンサンプ滞留水移送ポンプ（完成品）	1台
・3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプ滞留水移送ポンプ（完成品）	1台
・3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）	1台
・3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）	1台
・4号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（完成品）	1台
・4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）	1台

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）</li> <li>・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）</li> <li>・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）</li> </ul>	1台 1台 1台
<p>主要配管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部</li> <li>・ 3号機タービン建屋サービスエリアスチームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部</li> <li>・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)までの一部</li> <li>・ 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部</li> <li>・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(A)から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)までの一部</li> <li>・ 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)から4号機原子炉建屋ストレナユニット分岐部までの一部</li> <li>・ 4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレナユニット分岐部までの一部</li> <li>・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から4号機廃棄物処理建屋ストレナユニット分岐部までの一部</li> <li>・ 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)までの一部</li> </ul>	一式

### III. 検査場所

申請書「検査を受けようとする場所」の欄に記載のとおり。

### IV. 実施計画の認可関係

認可番号 (認可年月日)	認可機器
原規福発第 1308142 号 (平成 25 年 8 月 14 日) 原規規発第 2007144 号 (令和 2 年 7 月 14 日)	汚染水処理設備等 滞留水移送装置 主要配管

### V. 検査方法

実施計画に基づく検査の方法は以下のとおりである。

#### 共通事項

#### (1) 使用前検査申請書の確認

- 本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。
- 検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。

#### 1. 材料検査

#### (1) 検査前確認事項

- 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

実施計画に記載されている材料が使用されていることを申請者の品質記録により確認する。

2. 寸法検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

実施計画に記載されている主要寸法を申請者の品質記録により確認する。

3. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

検査対象の外観について、一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

4. 組立・据付検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 現地で施工するフランジ部については適切に締め付けられていることを確認する。

(2) 検査手順

検査対象の組立て状態並びに据付け位置及び据付け状態を一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

5. 耐圧・漏えい検査

(1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。
- d. 系統構成されていることを確認する。

(2) 検査手順

耐圧検査圧力で所定時間保持した後、検査圧力に耐え、変形等の異常がないこと及び耐圧部からの漏えいの有無を一箇所以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

詳細は、添付資料－2「関連図書及び詳細手順」資料3.「耐圧・漏えい検査要領」を参照のこと。

## 6. 機能検査

### (1) 漏えい警報検査

#### 1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 検査対象の警報が発生していないことを確認する。

#### 2) 検査手順

漏えい信号により警報が発生することを1台以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

### (2) 水位警報検査

#### 1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 検査対象の警報が発生していないことを確認する。

#### 2) 検査手順

水位計について以下の事項を1台以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

- ・サブドレンポンプの停止水位 $-600\text{mm}$ —塩分補正值以下の「水位高高」の模擬信号により警報が発生すること。
- ・サブドレンと建屋滞留水の水位差が $450\text{mm}+$ 塩分補正值以上の「水位差小」の模擬信号により警報が発生すること。

## 7. 性能検査

### (1) 性能校正検査

#### 1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。

#### 2) 検査手順

模擬信号を水位伝送器に与え、免震重要棟における監視・操作装置の模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内にあることを1台以上立会し、その他は申請者の品質記録により確認する。

### (2) 通水検査

#### 1) 検査前確認事項

- a. 申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- b. 必要な図面等が準備されていることを確認する。
- c. 使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。

## 2) 検査手順

通水のため汚染水を増加させる可能性があるため、所定の容量にて移送先（プロセス主建屋又はサンプル）へ通水ができていることを申請者の品質記録（ポンプ性能検査記録、配管内部確認記録等）により確認する。

詳細は、添付資料－2「関連図書及び詳細手順」資料4、「通水検査要領」を参照のこと。

## VI. 判定基準

### 1. 材料検査

実施計画のとおりであること。

### 2. 寸法検査

実施計画に記載されている主要寸法のとおりであること。

### 3. 外観検査

機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。

### 4. 組立・据付検査

実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。

### 5. 耐圧・漏えい検査

耐圧検査において検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。また、漏えい検査において耐圧部から漏えいがないこと。

### 6. 機能検査

#### (1) 漏えい警報検査

「漏えい」の信号により、警報が発生すること。

#### (2) 水位警報検査

水位：「水位高高」の信号により警報が発生すること。

水位差：「水位差小」の信号により警報が発生すること。

### 7. 性能検査

#### (1) 性能校正検査

模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

#### (2) 通水検査

12m<sup>3</sup>/h以上の容量を通水できること。

プロセス主建屋へ移送する場合：移送先（プロセス主建屋）において通水ができていること。

サンプル間移送の場合：サンプル間においても通水ができていること。



## VII. 添付資料

1. 使用前検査成績書様式
2. 関連図書及び詳細手順
  - 資料1. 実施計画（抜粋）
  - 資料2. 検査範囲図
  - 資料3. 耐圧・漏えい検査要領
  - 資料4. 通水検査要領

特定原子力施設検査成績書  
(使用前検査)

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

- 工事の工程 : 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが  
できる状態になった時  
設備の組立てが完了した時  
工事の計画に係る工事が完了した時
- 対象設備 : 汚染水処理設備等  
滞留水移送装置  
主要配管

要領書番号 : 原規規収第 2007162 号 01

年 月

原子力規制委員会

# 使用前検査成績書

1. 施設名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
2. 検査の種類 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第20条第1項の表第一号、第二号及び第三号に係る汚染水処理設備等のうち滞留水移送装置及び主要配管の使用前検査
3. 検査申請 使用前検査申請番号
4. 検査期日 自 年 月 日  
至 年 月 日
5. 検査場所
6. 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり
7. 検査結果 検査結果一覧表のとおり
8. 添付資料 (1) 検査前確認事項  
(2) 材料検査記録  
(3) 寸法検査記録  
(4) 外観検査記録  
(5) 組立・据付検査記録  
(6) 耐圧・漏えい検査記録  
(7) 機能検査（漏えい警報検査）記録  
(8) 機能検査（水位警報検査）記録  
(9) 性能検査（性能校正検査）記録  
(10) 性能検査（通水検査）記録  
(11) 検査用計器一覧表（立会分）

# 検査実施者一覧表

検査年月日	原子力検査官 印	検査立会責任者 印	特記事項
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

## 検査結果一覧表

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲	材料検査	寸法検査	外観検査	組立・据付 検査	耐圧・漏えい 検査	備考
主要配管	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

## 検査結果一覧表

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置

検査範囲	外観検査	組立・据付検査	備考
滞留水移送ポンプ 漏えい検出装置 水位計	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	

## 検査結果一覧表

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲	機能検査		性能検査		備考
	漏えい警報検査	水位警報検査	性能校正検査	通水検査	
滞留水移送装置 漏えい検出装置 及び自動警報装置	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/	/	/	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/	/	/	
滞留水移送装置 水位計	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/		/	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/		/	
滞留水移送装置 滞留水移送ポンプ 主要配管	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/		/	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		/		/	

## 検査前確認事項

設備名 : 汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

検査場所 : \_\_\_\_\_

検査項目 : 共通事項

確認事項	確認方法	検査年月日	結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。*	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
検査をする工事の工程、期日及び場所が申請書どおりであることを確認する。	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		
	記録	年 月 日		

(※) 使用前検査成績書の「3. 検査申請」に申請番号（変更申請番号を含む。）を記載する。



## 検査前確認事項

設備名：汚染水処理設備等  
主要配管

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：材料検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：寸法検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

## 検査前確認事項

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：外観検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：組立・据付検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
現地で施工するフランジ部については適切に締め付けられていることを確認する。	記録	品質記録		

## 検査前確認事項

設備名：汚染水処理設備等  
主要配管

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

検査項目：耐圧・漏えい検査

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	校正記録等		
系統構成されていることを確認する。	立会又は記録	現場又は品質記録		

## 検査前確認事項

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

検査項目：機能検査（漏えい警報検査）

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
検査対象の警報が発生していないことを確認する。	立会又は記録	現場又は品質記録		

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

検査項目：機能検査（水位警報検査）

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
検査対象の警報が発生していないことを確認する。	立会又は記録	現場又は品質記録		

## 検査前確認事項

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：性能検査（性能校正検査）

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画等		
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	校正記録等		

検査年月日：\_\_\_\_\_年　　月　　日

検査場所：\_\_\_\_\_

検査項目：性能検査（通水検査）

確認事項	確認方法	確認対象	結果	備考
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	品質記録		
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	実施計画		
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	校正記録等		

材料検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		材料	判定基準	結果		
3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム	実施計画のとおりであること。			
	ポリエチレン管	ポリエチレン				
	鋼管	STPT410				
		STPG370				
3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム				
	ポリエチレン管	ポリエチレン				
	鋼管	STPT410				
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム				
	ポリエチレン管	ポリエチレン				
	鋼管	STPT410				
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム				
	ポリエチレン管	ポリエチレン				
	鋼管	STPT410				
		STPG370				
<p>備 考</p> <p>申請者の品質記録により確認                      品質記録（名称、日付） :</p>						

## 材料検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		材料	判定基準	結果
4号機原子炉建屋床ドレン サンプル(A)から4号機原子 炉建屋床ドレンサンプル(B) までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム	実施計画のとおりで あること。	
	ポリエチレン管	ポリエチレン		
	鋼管	STPT410		
4号機原子炉建屋床ドレン サンプル(B)から4号機原子 炉建屋ストレーナユニット 分岐部までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム		
	ポリエチレン管	ポリエチレン		
	鋼管	STPT410		
4号機タービン建屋床ドレ ンサンプルから4号機ター ビン建屋ストレーナユニット 分岐部までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム		
	ポリエチレン管	ポリエチレン		
	鋼管	STPT410		
4号機廃棄物処理建屋床ド レンサンプル(A)から4号機 廃棄物処理建屋ストレーナ ユニット分岐部までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム		
	ポリエチレン管	ポリエチレン		
	鋼管	STPT410		
4号機廃棄物処理建屋床ド レンサンプル(B)から4号機 廃棄物処理建屋床ドレンサ ンプル(A)までの一部	耐圧ホース	EPDM 合成ゴム		
	ポリエチレン管	ポリエチレン		
	鋼管	STPT410		
備 考 申請者の品質記録により確認 品質記録(名称、日付) :				

## 寸法検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		実施計画 記載値	判定基準	結果
3号機タービン建屋床ドレン サンプから3号機タービン建 屋ポンプ出口弁スキッド分岐 部までの一部	耐圧ホース	50A 相当	実施計画に記載され ている主要寸法のと おりであること。	
	ポリエチレン管	50A 相当		
		100A 相当		
	鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80		
鋼管 (STPG370)	50A/Sch. 40			
3号機タービン建屋サービ スエリアストームドレンサンプ から3号機タービン建屋床ド レンサンプまでの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		80A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
3号機廃棄物処理建屋床ドレ ンサンプ (A) から3号機廃棄 物処理建屋床ドレンサンプ (B) までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
	鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80		
3号機廃棄物処理建屋床ドレ ンサンプ (B) から3号機廃棄 物処理建屋ポンプ出口弁スキ ッド分岐部までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		100A 相当		
	鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80		
鋼管 (STPG370)	50A/Sch. 40			
備 考 申請者の品質記録により確認 品質記録 (名称、日付)：				



## 寸法検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		実施計画 記載値	判定基準	結果
4号機原子炉建屋床ドレンサ ンプ(A)から4号機原子炉建 屋床ドレンサンプ(B)までの 一部	耐圧ホース	50A 相当	実施計画に記載され ている主要寸法のと おりであること。	
	ポリエチレン管	50A 相当		
		80A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
4号機原子炉建屋床ドレンサ ンプ(B)から4号機原子炉建 屋ストレーナユニット分岐部 までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		100A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
4号機タービン建屋床ドレン サンプから4号機タービン建 屋ストレーナユニット分岐部 までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		100A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
4号機廃棄物処理建屋床ドレ ンサンプ(A)から4号機廃棄 物処理建屋ストレーナユニッ ト分岐部までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		100A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
4号機廃棄物処理建屋床ドレ ンサンプ(B)から4号機廃棄 物処理建屋床ドレンサンプ (A)までの一部	耐圧ホース	50A 相当		
	ポリエチレン管	50A 相当		
		80A 相当		
鋼管 (STPT410)	50A/Sch. 80			
備 考 申請者の品質記録により確認 品質記録 (名称、日付) :				

### 外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	漏えい検出装置	#3 T/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知	Z70-LE-326B	
	水位計	#3 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-363B	
主要配管	3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプ滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#3 T/B-SA ストームドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-364B	
主要配管	3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#3 Rw/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-374B	
主要配管	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）までの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

### 外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（B）	機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。	
	漏えい検出装置	#3 Rw/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知 Z70-LE-337B		
	水位計	#3 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B） Z70-LT-373B		
主要配管		3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#4 R/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-442B	
主要配管	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）までの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#4 R/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-441B	
主要配管	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）から4号機原子炉建屋ストレナユニット分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

## 外観検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#4 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-443B	
主要配管	4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレナユニット分岐部までの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
備 考 *は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：				



外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#4 Rw/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-444B	
主要配管	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

外観検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B）		機器等の健全性に影響を及ぼす表面のかき傷、クラック、変形等の有意な欠陥がないこと。
	水位計	#4 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-445B	
主要配管	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）までの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	漏えい検出装置	#3 T/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知	Z70-LE-326B	
	水位計	#3 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-363B	
主要配管	3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプ滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	水位計	#3 T/B-SA ストームドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-364B	
主要配管	3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部	耐圧ホース		
		ポリエチレン管		
		鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおり に組立て、据付け られていること。
	水位計	#3 Rw/B 床ドレンサンプ （A）水位（B）	Z70-LT-374B	
主要配管	3号機廃棄物処理建屋床 ドレンサンプ（A）から3 号機廃棄物処理建屋床ド レンサンプ（B）までの一 部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果	
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。	
	漏えい検出装置	#3 Rw/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知	Z70-LE-337B		
	水位計	#3 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-373B		
主要配管	3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部		耐圧ホース		
			ポリエチレン管		
			鋼管		
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>					

組立・据付検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおり に組立て、据付け られていること。
	水位計	#4 R/B 床ドレンサンプ （A）水位（B）	Z70-LT-442B	
主要配管	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

設備名： 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B） 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	水位計	#4 R/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-441B	
主要配管	4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）から4号機原子炉建屋ストレナユニット分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				



組立・据付検査記録

検査年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所： \_\_\_\_\_

設備名：汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機タービン建屋床ドレンサンプ 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	水位計	#4 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-443B	
主要配管	4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレナユニット分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A） 滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	水位計	#4 Rw/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-444B	
主要配管	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

組立・据付検査記録

検査年月日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 : \_\_\_\_\_

設備名 : 汚染水処理設備等

検査範囲			判定基準	結果
滞留水移送装置	滞留水移送ポンプ	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B）		実施計画のとおりに組立て、据付けられていること。
	水位計	#4 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-445B	
主要配管	4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）までの一部		耐圧ホース	
			ポリエチレン管	
			鋼管	
<p>備考</p> <p>*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認品質記録（名称、日付）：</p>				

## 耐圧・漏えい検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		最高使用 圧力(MPa)	検査圧力 (MPa)	保持時間 (分)	結果
3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
3号機タービン建屋サービスエリアアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
<p>判定基準 耐圧検査において検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。また、漏えい検査において耐圧部から漏えいがないこと。</p>					
<p>備考 耐圧検査・漏えい検査の方法：水圧 *は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：</p>					
<p>記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。 □：確認</p>					

## 耐圧・漏えい検査記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
主要配管

検査範囲		最高使用 圧力(MPa)	検査圧力 (MPa)	保持時間 (分)	結果
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ (A)から4号機原子炉建屋床ドレ ンサンプ(B)までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ (B)から4号機原子炉建屋ストレ ーナユニット分岐部までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
4号機タービン建屋床ドレンサン プから4号機タービン建屋ストレ ーナユニット分岐部までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサ ンプ(A)から4号機廃棄物処理建 屋ストレーナユニット分岐部まで の一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサ ンプ(B)から4号機廃棄物処理建 屋床ドレンサンプ(A)までの一部	耐圧ホース	0.96			
	ポリエチレン管	0.96			
	鋼管	0.96			
判定基準 耐圧検査において検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。また、漏えい検査において耐圧部から漏えいがないこと。					
備考 耐圧検査・漏えい検査の方法：水圧 *は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：					
記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。 <input type="checkbox"/> ：確認					

## 機能検査（漏えい警報検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所： \_\_\_\_\_

設備名：汚染水処理設備等

滞留水移送装置

検査対象：漏えい検出装置

検査範囲		結果
#3 T/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知	Z70-LE-326B	
#3 Rw/B ポンプ出口弁スキッドB 漏えい検知	Z70-LE-337B	
警報表示場所	免震重要棟	
判定基準	「漏えい」の信号により、警報が発生すること。	
備考 ＊は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：		

## 機能検査（水位警報検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲		結果
#3 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-363B	
#3 T/B-SA ストームドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-364B	
#3 Rw/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-374B	
#3 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-373B	
#4 R/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-442B	
#4 R/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-441B	
#4 T/B 床ドレンサンプ水位（B）	Z70-LT-443B	
#4 Rw/B 床ドレンサンプ（A）水位（B）	Z70-LT-444B	
#4 Rw/B 床ドレンサンプ（B）水位（B）	Z70-LT-445B	
警報表示場所	免震重要棟	
判定基準	水位：「水位高高」の信号により警報が発生すること。 水位差：「水位差小」の信号により警報が発生すること。	
備考	*は立会を示す。それ以外は、申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：	

## 性能検査（性能校正検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲	校正点 (%)	据付位置 (T. P. mm)	出力基準値※ <sup>1</sup> (T. P. mm)	出力値※ <sup>2</sup> (T. P. mm)	許容範囲※ <sup>3</sup> (mm)	結果
#3 T/B 床ドレンサンプ 水位 (B) Z70-LT-363B	0				±200	
	25					
	50					
	75					
	100					
#3 T/B-SA ストームドレ ンサンプ水位 (B) Z70-LT-364B	0					
	25					
	50					
	75					
	100					

判定基準：模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

## 備考

\*は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認  
品質記録（名称、日付）：

※1：校正点における出力値（4000mmが測定可能になるように割り当てた値（0%：0mm、25%：1000mm、50%：2000mm、75%：3000mm、100%：4000mm）に水位計の据付位置を加えた数値を記載

※2：免震重要棟における監視・操作装置の水位計指示値を記載

※3：事業者の管理値による

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認



## 性能検査（性能校正検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲	校正点 (%)	据付位置 (T. P. mm)	出力基準値※ <sup>1</sup> (T. P. mm)	出力値※ <sup>2</sup> (T. P. mm)	許容範囲※ <sup>3</sup> (mm)	結果
#3 Rw/B 床ドレンサンプ (A) 水位 (B) Z70-LT-374B	0				±200	
	25					
	50					
	75					
	100					
#3 Rw/B 床ドレンサンプ (B) 水位 (B) Z70-LT-373B	0					
	25					
	50					
	75					
	100					

判定基準：模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

## 備考

\*は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認  
品質記録（名称、日付）：

※1：校正点における出力値（4000mmが測定可能になるように割り当てた値（0%：0mm、25%：1000mm、50%：2000mm、75%：3000mm、100%：4000mm）に水位計の据付位置を加えた数値を記載

※2：免震重要棟における監視・操作装置の水位計指示値を記載

※3：事業者の管理値による

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認

## 性能検査（性能校正検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲	校正点 (%)	据付位置 (T. P. mm)	出力基準値※ <sup>1</sup> (T. P. mm)	出力値※ <sup>2</sup> (T. P. mm)	許容範囲※ <sup>3</sup> (mm)	結果
#4 R/B 床ドレンサンプ (A) 水位 (B) Z70-LT-442B	0				±200	
	25					
	50					
	75					
	100					
#4 R/B 床ドレンサンプ (B) 水位 (B) Z70-LT-441B	0					
	25					
	50					
	75					
	100					

判定基準：模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

## 備考

\*は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認  
品質記録（名称、日付）：

※1：校正点における出力値（4000mmが測定可能になるように割り当てた値（0%：0mm、25%：1000mm、50%：2000mm、75%：3000mm、100%：4000mm）に水位計の据付位置を加えた数値を記載

※2：免震重要棟における監視・操作装置の水位計指示値を記載

※3：事業者の管理値による

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認

## 性能検査（性能校正検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲	校正点 (%)	据付位置 (T. P. mm)	出力基準値※ <sup>1</sup> (T. P. mm)	出力値※ <sup>2</sup> (T. P. mm)	許容範囲※ <sup>3</sup> (mm)	結果
#4 T/B 床ドレンサンプ 水位 (B) Z70-LT-443B	0				±200	
	25					
	50					
	75					
	100					
#4 Rw/B 床ドレンサンプ (A) 水位 (B) Z70-LT-444B	0					
	25					
	50					
	75					
	100					

判定基準：模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

## 備考

\*は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認  
品質記録（名称、日付）：

※1：校正点における出力値（4000mmが測定可能になるように割り当てた値（0%：0mm、25%：1000mm、50%：2000mm、75%：3000mm、100%：4000mm）に水位計の据付位置を加えた数値を記載

※2：免震重要棟における監視・操作装置の水位計指示値を記載

※3：事業者の管理値による

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認

## 性能検査（性能校正検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
滞留水移送装置

検査対象：水位計

検査範囲	校正点 (%)	据付位置 (T. P. mm)	出力基準値 <sup>※1</sup> (T. P. mm)	出力値 <sup>※2</sup> (T. P. mm)	許容範囲 <sup>※3</sup> (mm)	結果
#4 Rw/B 床ドレンサンプ (B) 水位 (B) Z70-LT-445B	0				±200	
	25					
	50					
	75					
	100					

判定基準：模擬入力に対する水位計指示値が許容範囲内であること。

## 備考

\*は立会を示す。それ以外は申請者の品質記録により確認  
品質記録（名称、日付）：

※1：校正点における出力値（4000mmが測定可能になるように割り当てた値（0%：0mm、25%：1000mm、50%：2000mm、75%：3000mm、100%：4000mm）に水位計の据付位置を加えた数値を記載

※2：免震重要棟における監視・操作装置の水位計指示値を記載

※3：事業者の管理値による

記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。

：確認

## 性能検査（通水検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

名称	ポンプ全揚程※ <sup>1</sup> (m)	圧力損失※ <sup>2</sup> (m)	結果
3号機タービン建屋床ドレンサンプ滞留水移送ポンプ (B) 3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン 建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部			
3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサン プ滞留水移送ポンプ(B) 3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサン プから3号機タービン建屋床ドレンサンプまでの一部			
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)滞留水移送 ポンプ(B) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から3号機 廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)までの一部			
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)滞留水移送 ポンプ(B) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から3号機 廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部までの一部			
判定基準 12m <sup>3</sup> /h以上の容量を通水できること。※ <sup>3</sup> プロセス主建屋へ移送する場合：移送先（プロセス主建屋）において通水ができていること。※ <sup>4</sup> サンプ間移送の場合：サンプ間においても通水ができていること。※ <sup>4</sup>			
備考 申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：			
※ <sup>1</sup> 工場試験記録から流量が12m <sup>3</sup> /hにおけるポンプの揚程の値を記載 ※ <sup>2</sup> ポンプから所定の移送先までの滞留水移送配管に12m <sup>3</sup> /hで通水した場合の配管抵抗と実 揚程の合計値を記載 ※ <sup>3</sup> ポンプ全揚程が圧力損失より大きいことにより確認 ※ <sup>4</sup> ポンプから所定の移送先まで配管が導かれていることを据付検査記録にて、及び当該配管 を用いて所定の移送先へ通水できることを配管接続前の配管内部確認記録にて確認			
記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。 <input type="checkbox"/> ：確認			

## 性能検査（通水検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

名称	ポンプ全揚程※ <sup>1</sup> (m)	圧力損失※ <sup>2</sup> (m)	結果
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（B） 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）までの一部			
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B） 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）から4号機原子炉建屋ストレーナユニット分岐部までの一部			
4号機タービン建屋床ドレンサンプ滞留水移送ポンプ（B） 4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部までの一部			
判定基準 12m <sup>3</sup> /h以上の容量を通水できること。※ <sup>3</sup> プロセス主建屋へ移送する場合：移送先（プロセス主建屋）において通水ができていること。※ <sup>4</sup> サンプ間移送の場合：サンプ間においても通水ができていること。※ <sup>4</sup>			
備考 申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：			
※ <sup>1</sup> 工場試験記録から流量が12m <sup>3</sup> /hにおけるポンプの揚程の値を記載 ※ <sup>2</sup> ポンプから所定の移送先までの滞留水移送配管に12m <sup>3</sup> /hで通水した場合の配管抵抗と実揚程の合計値を記載 ※ <sup>3</sup> ポンプ全揚程が圧力損失より大きいことにより確認 ※ <sup>4</sup> ポンプから所定の移送先まで配管が導かれていることを据付検査記録にて、及び当該配管を用いて所定の移送先へ通水できることを配管接続前の配管内部確認記録にて確認			
記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。 <input type="checkbox"/> ：確認			

## 性能検査（通水検査）記録

検査年月日： 年 月 日

検査場所：

設備名：汚染水処理設備等  
 滞留水移送装置  
 主要配管

名称	ポンプ全揚程※ <sup>1</sup> (m)	圧力損失※ <sup>2</sup> (m)	結果
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（B） 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部までの一部			
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B） 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）までの一部			
判定基準 12m <sup>3</sup> /h以上の容量を通水できること。※ <sup>3</sup> プロセス主建屋へ移送する場合：移送先（プロセス主建屋）において通水ができていること。※ <sup>4</sup> サンプ間移送の場合：サンプ間においても通水ができていること。※ <sup>4</sup>			
備考 申請者の品質記録により確認 品質記録（名称、日付）：			
※ <sup>1</sup> 工場試験記録から流量が12m <sup>3</sup> /hにおけるポンプの揚程の値を記載 ※ <sup>2</sup> ポンプから所定の移送先までの滞留水移送配管に12m <sup>3</sup> /hで通水した場合の配管抵抗と実揚程の合計値を記載 ※ <sup>3</sup> ポンプ全揚程が圧力損失より大きいことにより確認 ※ <sup>4</sup> ポンプから所定の移送先まで配管が導かれていることを据付検査記録にて、及び当該配管を用いて所定の移送先へ通水できることを配管接続前の配管内部確認記録にて確認			
記録確認分については検査用計器が検査実施日に有効であったことを確認する。 <input type="checkbox"/> ：確認			





## 関連図書及び詳細手順

- 資料 1. 実施計画（抜粋）
- 資料 2. 検査範囲図
- 資料 3. 耐圧・漏えい検査要領
- 資料 4. 通水検査要領

注) 資料 1. は実施計画の情報をもとに作成、資料 2. 資料 3. 及び資料 4. は申請者の情報をもとに作成した資料である。

## 実施計画（抜粋）

## 2.5 汚染水処理設備等

## 2.5.2 基本仕様

## 2.5.2.1 主要仕様

2.5.2.1.1 汚染水処理設備、貯留設備（タンク等）及び関連設備（移送配管、移送ポンプ等）

## (83) 3号機タービン建屋床下レンサンプ滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

## (84) 3号機タービン建屋サービスエリアストームレンサンプ滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

## (85) 1号機廃棄物処理建屋床下レンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

## (86) 3号機廃棄物処理建屋床下レンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

## (87) 4号機タービン建屋床下レンサンプ滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

## (88) 4号機原子炉建屋床下レンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

(89) 4号機原子炉建屋床下レンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

(90) 4号機廃棄物処理建屋床下レンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

(91) 4号機廃棄物処理建屋床下レンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（完成品）

台数	2
容量	12m <sup>3</sup> /h（1台あたり）
揚程	55m

表2. 5-1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 (5/25)

名 称	仕 様	
3号機タービン建屋床ドレンサンブから 3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキャ ド分岐部まで (耐圧ホース)  (ポリエチレン管)  (鋼管)  (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 EPDM 合成ゴム 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当, 100A 相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 STPH10 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 STPG70 0.96MPa 40℃
3号機タービン建屋サービスエリアスト ームドレンサンブから3号機タービン建 屋床ドレンサンブまで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 EPDM 合成ゴム 0.96MPa 40℃

表2. 5-1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 (6/26)

名 称	仕 様	
3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまで (ポリエチレン管) (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当, 90A相当 ポリエチレン 0.10MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 SPT410 0.10MPa 40℃
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管) (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 EPDM合成ゴム 0.10MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 ポリエチレン 0.10MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 SPT410 0.10MPa 40℃
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口ホースキッド分岐部まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 EPDM合成ゴム 0.10MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当, 100A相当 ポリエチレン 0.10MPa 40℃

表2. 5-1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 (7/26)

名 称	仕 様	
3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口ホースキッド分岐部まで (鋼管) (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 SPT410 0.10MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 40 SPT370 0.10MPa 40℃

表2. 5-1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 (7/26)

名 称	仕 様	
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(A)から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)まで (耐圧ホース)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 EPDM合成ゴム 0.96MPa 40℃

表2. 5-1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 (8/26)

名 称	仕 様	
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(A)から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)まで (ポリエチレン管) (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当, 80A相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 STPT410 0.96MPa 40℃
4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(D)から4号機原子炉建屋ストレーナユニット分岐部まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管) (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 EPDM合成ゴム 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当, 100A相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch. 80 STPT410 0.96MPa 40℃
4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当 EPDM合成ゴム 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A相当, 100A相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃

表2: ミー1 汚染水処理設備等の主要配管仕様 [9/26]

名 称	仕 様	
4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部まで (鋼管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch.80 STPT410 0.96MPa 40℃
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 PPHM 合成ゴム 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当, 100A 相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch.80 STPT410 0.96MPa 40℃
4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) まで (耐圧ホース) (ポリエチレン管)	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当 PPHM 合成ゴム 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A 相当, 80A 相当 ポリエチレン 0.96MPa 40℃
	呼び径 材質 最高使用圧力 最高使用温度	50A/Sch.80 STPT410 0.96MPa 40℃

「建設水移送装置に係る確認事項について」

「表一」 確認事項（移送ポンプ）」

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度	外観確認 <sup>※1</sup>	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	配付確認	構架の配付位置、配付状態について確認する。	実設計図のとおり施工・配付されていること。
	漏えい確認 <sup>※2</sup>	—	—

※1 現場では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

※2 埋設型排水移送ポンプについては、埋設箇所の確認水中に設置されており、漏えい確認が困難である。従って、性能確認での漏水確認の判定基準を満たすことをもって、漏えい確認の代替とする。

「表二」 確認事項（主配管（鋼管）」

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度・耐震性	材料確認	実設計書に記載した主な材料について記録を確認する。	実設計書のとおりであること。
	寸法確認	実設計書に記載した外寸、厚さについて記録を確認する。	実設計書のとおりであること。
	外観確認 <sup>※1</sup>	各部の外観を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	配付確認 <sup>※2</sup>	配管の配付状態について確認する。	実設計図のとおり施工・配付されていること。
	漏えい・漏れ確認 <sup>※3</sup>	最高使用圧力の1.5倍の水圧で保圧した際、漏れ方に耐えていることを確認する。 耐圧確認終了後、耐圧範囲からの漏えいの有無を確認する。	最高使用圧力の1.5倍の水圧に耐え、かつ構造物の変形等がないこと。また、耐圧部から漏えいがないこと。

※1 現場では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。



表一三 確認事項（主配管（ポリエチレン管））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した外径について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外径確認 <sup>※</sup>	各部の外径を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	取付確認	配管の取付位置について確認する。	実施計画のとおり施工・取付されていること。
	耐圧・漏えい確認	最高使用圧力以上の水圧に耐え、漏えいがないことを確認する。	耐圧検査は側面圧力に耐え、かつ、異常のないこと。 漏えい検査は配管部からの漏えいがないこと。

※1 現場では実驗可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

表一四 確認事項（主配管（銅管ボース））

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造強度・耐震性	材料確認	実施計画に記載した主な材料について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	寸法確認	実施計画に記載した外径について記録を確認する。	実施計画のとおりであること。
	外径確認 <sup>※</sup>	各部の外径を確認する。	有意な欠陥がないこと。
	取付確認 <sup>※</sup>	配管の取付位置について確認する。	実施計画のとおり施工・取付されていること。
	耐圧・漏えい確認 <sup>※</sup>	最高使用圧力の1.3倍の水圧で保持した後、耐圧力に耐えていることを確認する。 耐圧確認終了後、配管部からの漏えいの有無を確認する。	最高使用圧力の1.3倍の水圧に耐え、かつ異常のないこと。 また、配管部から漏えいがないこと。

※1 現場では実驗可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

表一5 確認事項「汚濁水移送装置（各道設設備（移送配管、移送ポンプ）」

確認事項	確認項目	確認内容	判定
機能	過水・ 高量確認	①確認した各ポンプからプロセス主建屋までのラインを構成し、ポンプを起動し過水できること。	15分以上の容量を過水できること。 移送先（プロセス主建屋）において過水ができていないこと。 サンプル間においても過水ができていないこと。
		②確認した各ポンプからプロセス主建屋までのラインを構成し、ポンプを起動し過水できることをポンプ性能検査記録、配管内部確認記録等により、確認する。 <sup>※1</sup>	

※1 ②は検査のため汚染水を増設させる可能性がある場合に適用する。

表一6 確認事項「漏えい検出装置及び自動警報装置」

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造検査	外観確認 <sup>※1</sup>	各部の外観を確認する。	有るな欠陥がないこと。
	取付確認	装置の取付位置を確認する。	実施計画のとおりであること。
機能	漏えい 警報確認 <sup>※2</sup>	「漏えい」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生することを確認する。	「漏えい」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生すること。

※1 現場では実態可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

※2 漏えい検知器により信号名称は異なる。

表-7 確認事項（水位計）

確認事項	確認項目	確認内容	判定
構造・設置	外観確認 <sup>※1</sup>	各部の外観を確認する。	重要な欠陥がないこと。
	留付確認 <sup>※2</sup>	設置の留付位置を確認する。	測量計画のとおりであること。
機能	監視機能確認	「水位高水」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生することを確認する。	「水位高水」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生すること。
		「水位低水」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生することを確認する。	「水位低水」 <sup>※3</sup> の信号により、警報が発生すること。
精度	精度校正確認 <sup>※4</sup>	校正器を用いて観測入力を与え、水位計指示値が正しいことを確認する。	観測入力に対する水位計指示値が、許容範囲内であること。

※1 現場では実施可能な範囲とし、必要に応じて記録を確認する。

※2 水位計により信号名称は異なる。

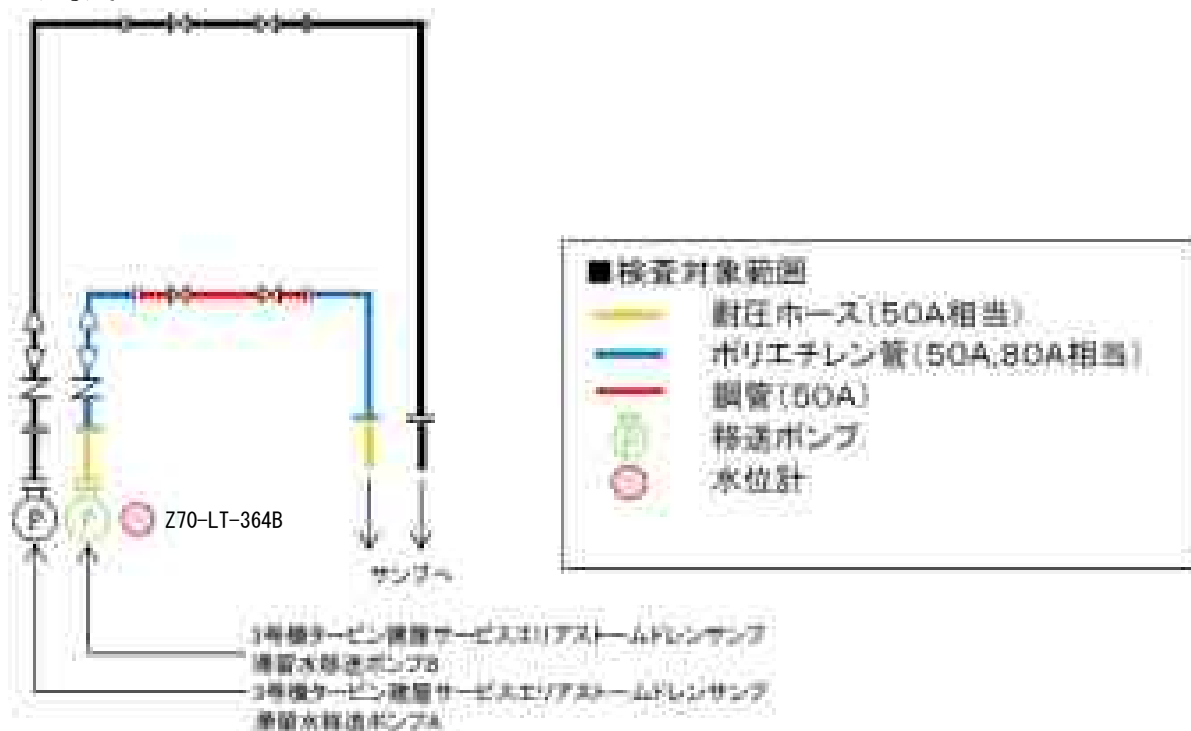
検査範囲図

1. 滞留水移送ポンプ及び主要配管

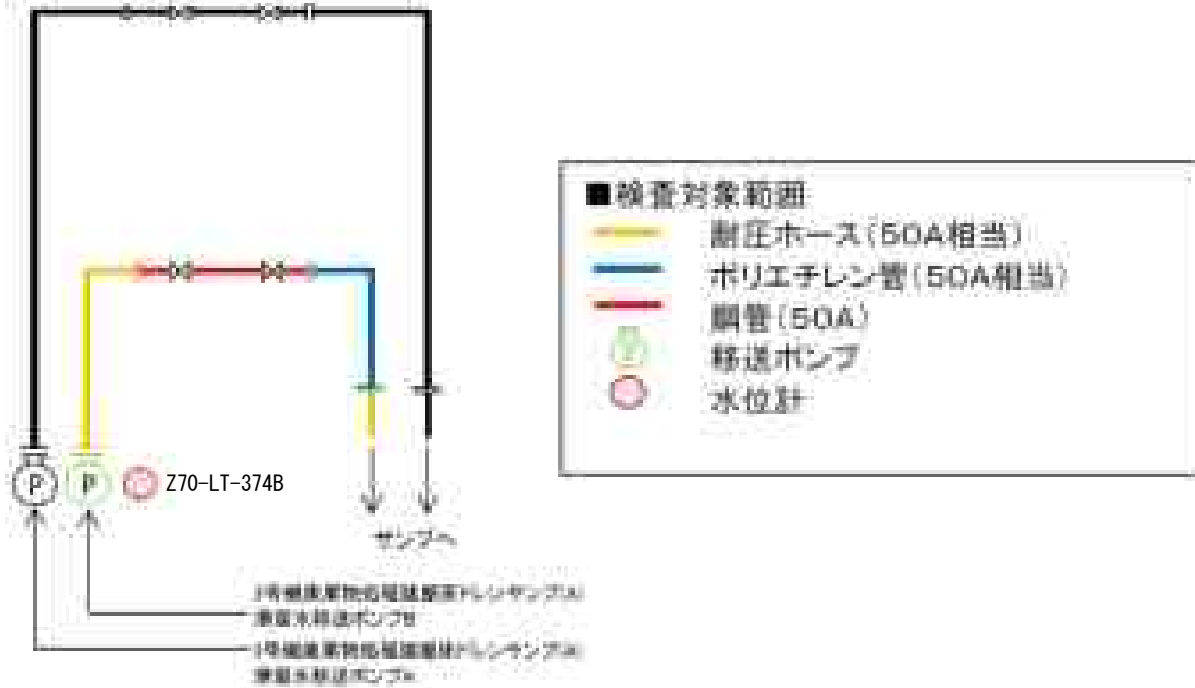
(1) 3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部まで



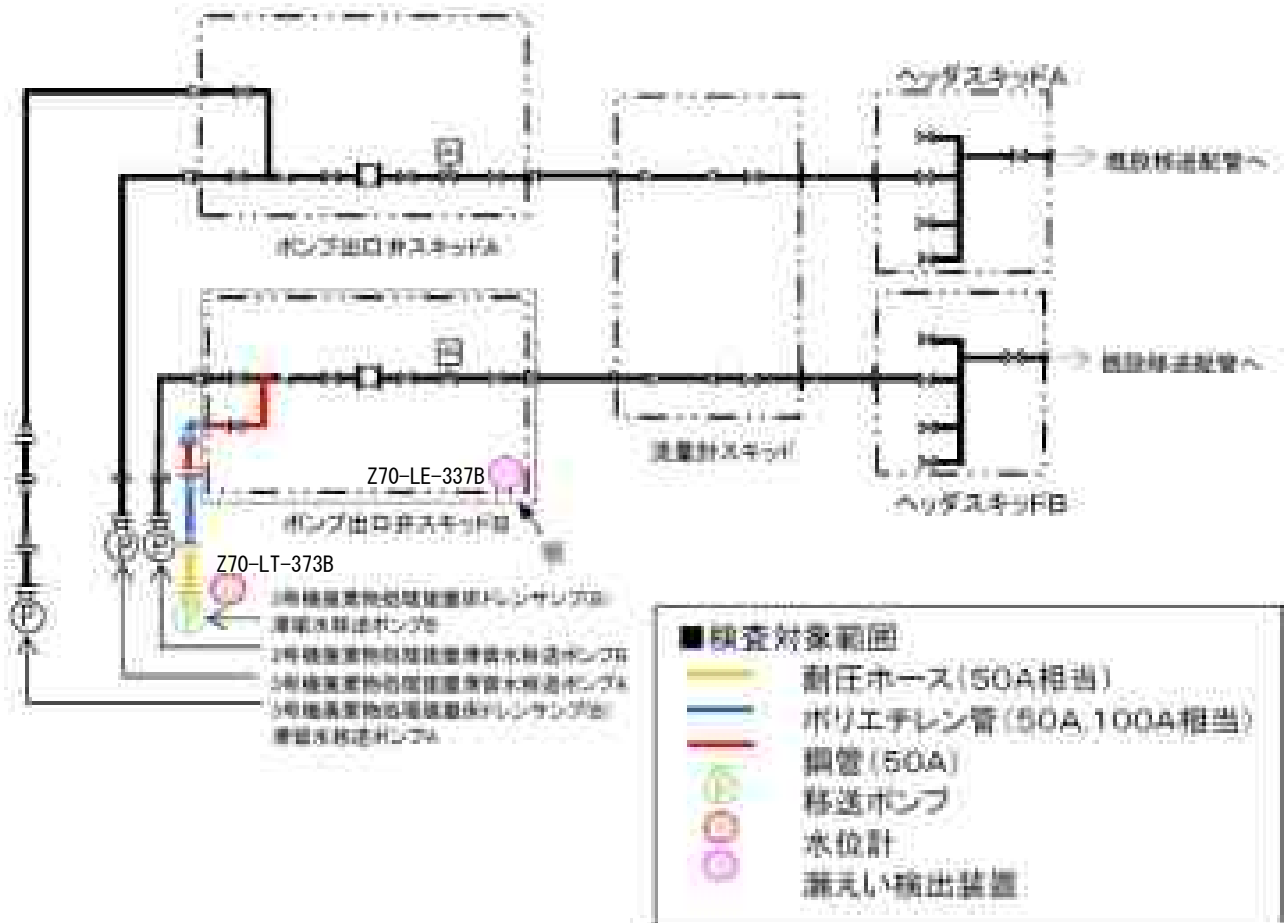
(2) 3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまで



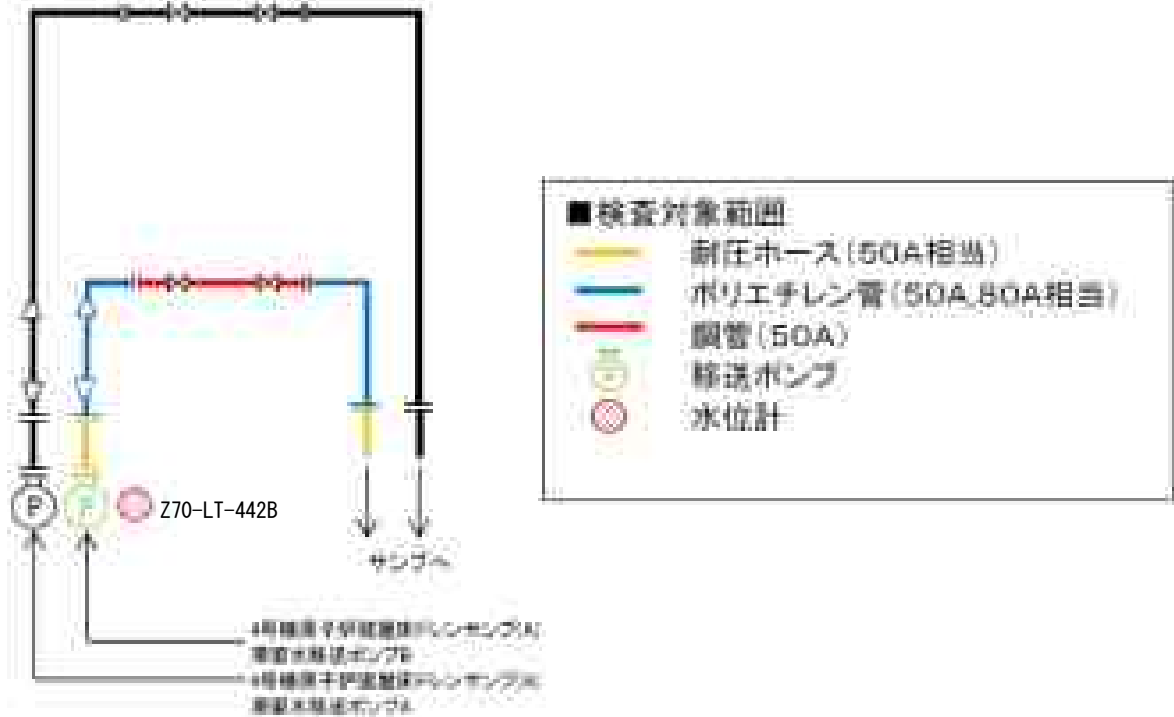
(3) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)まで



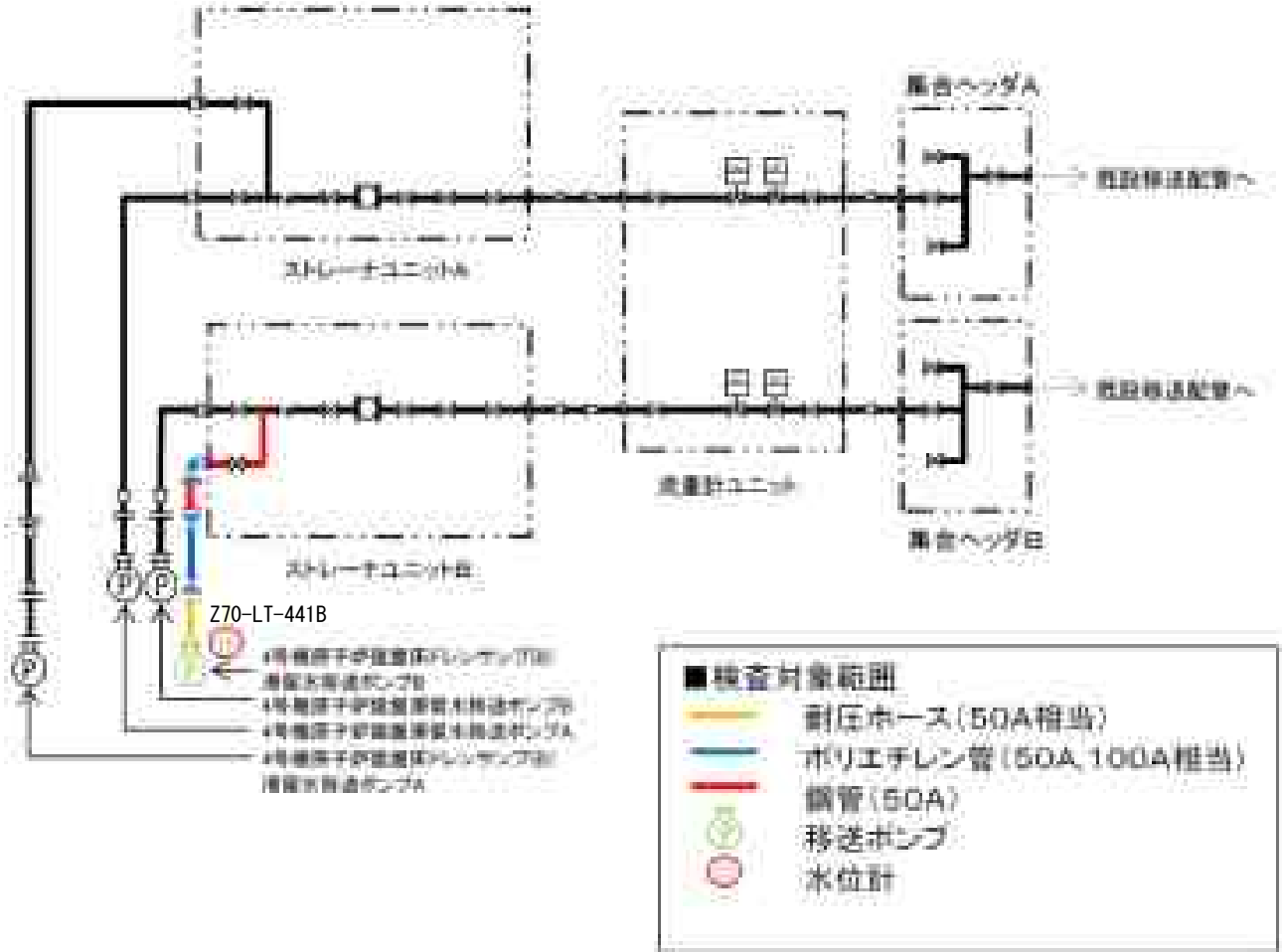
(4) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部まで



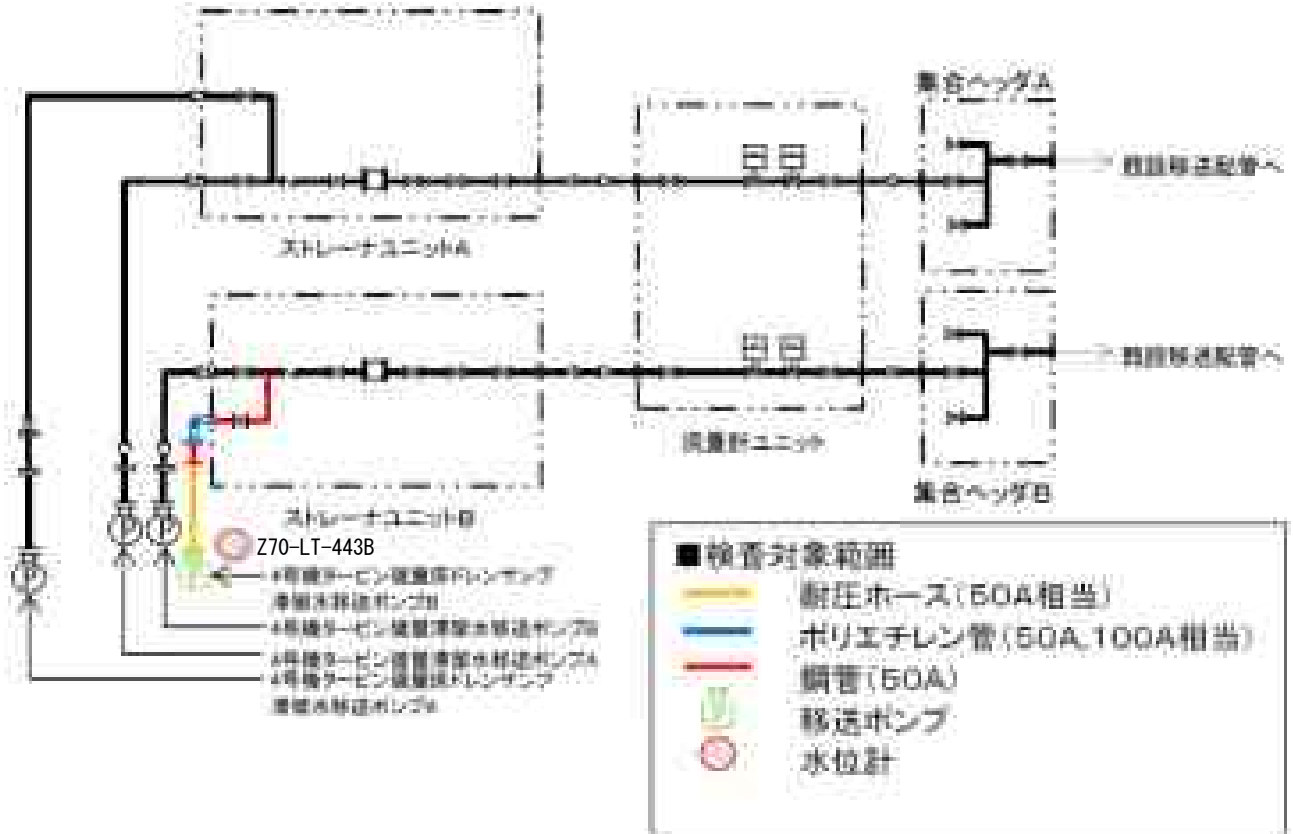
(5) 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(A)から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)まで



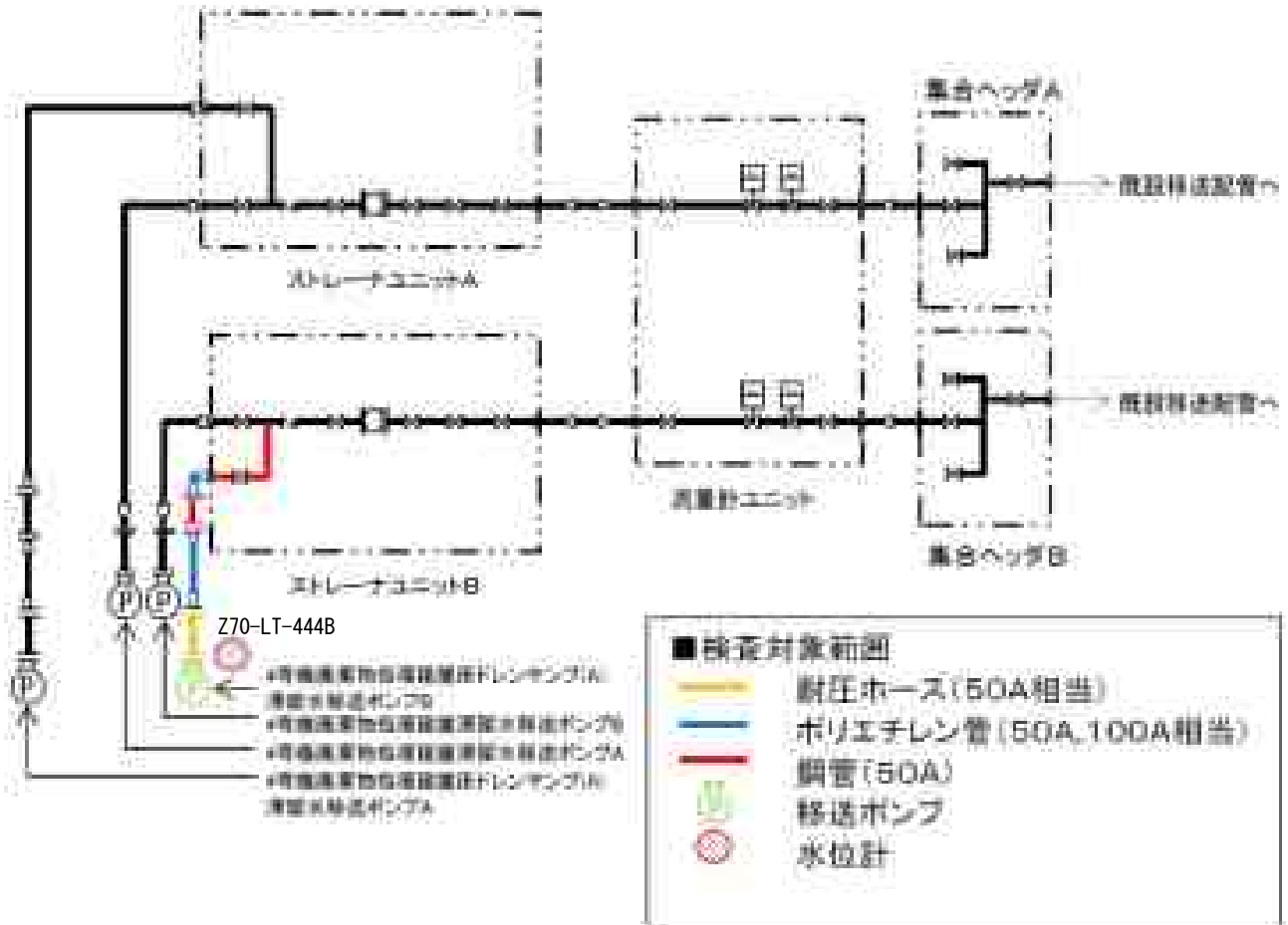
(6) 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ(B)から4号機原子炉建屋ストレーナユニット分岐部まで



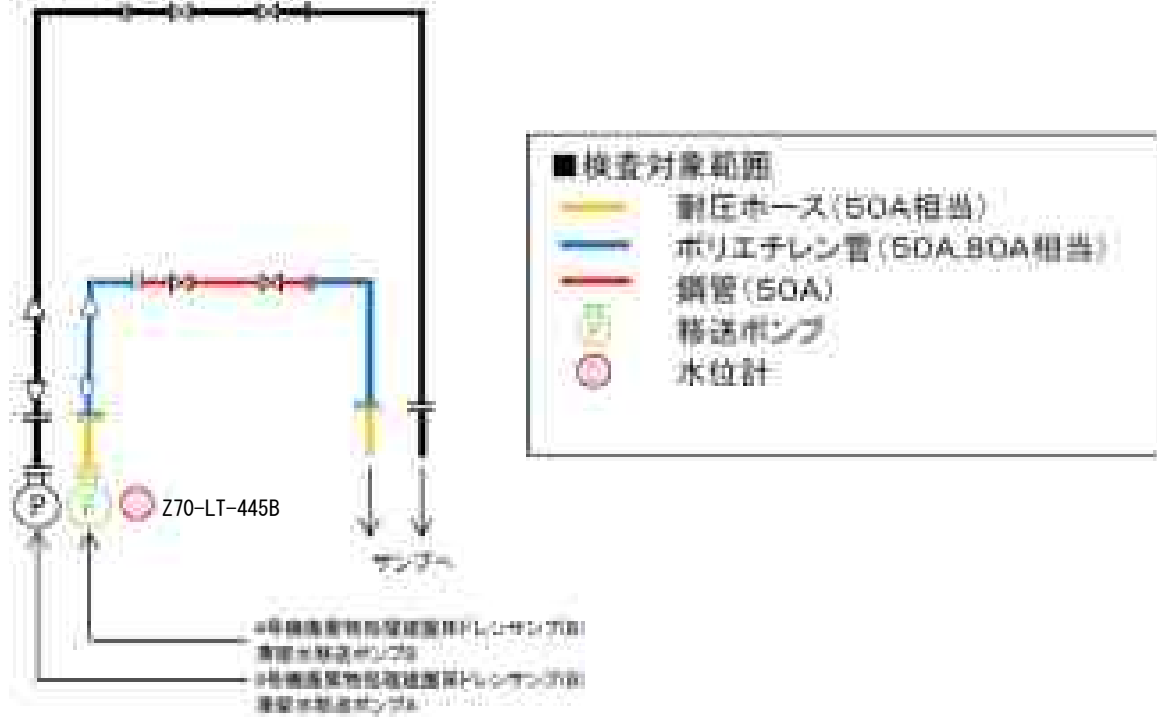
(7) 4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部まで



(8) 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部まで

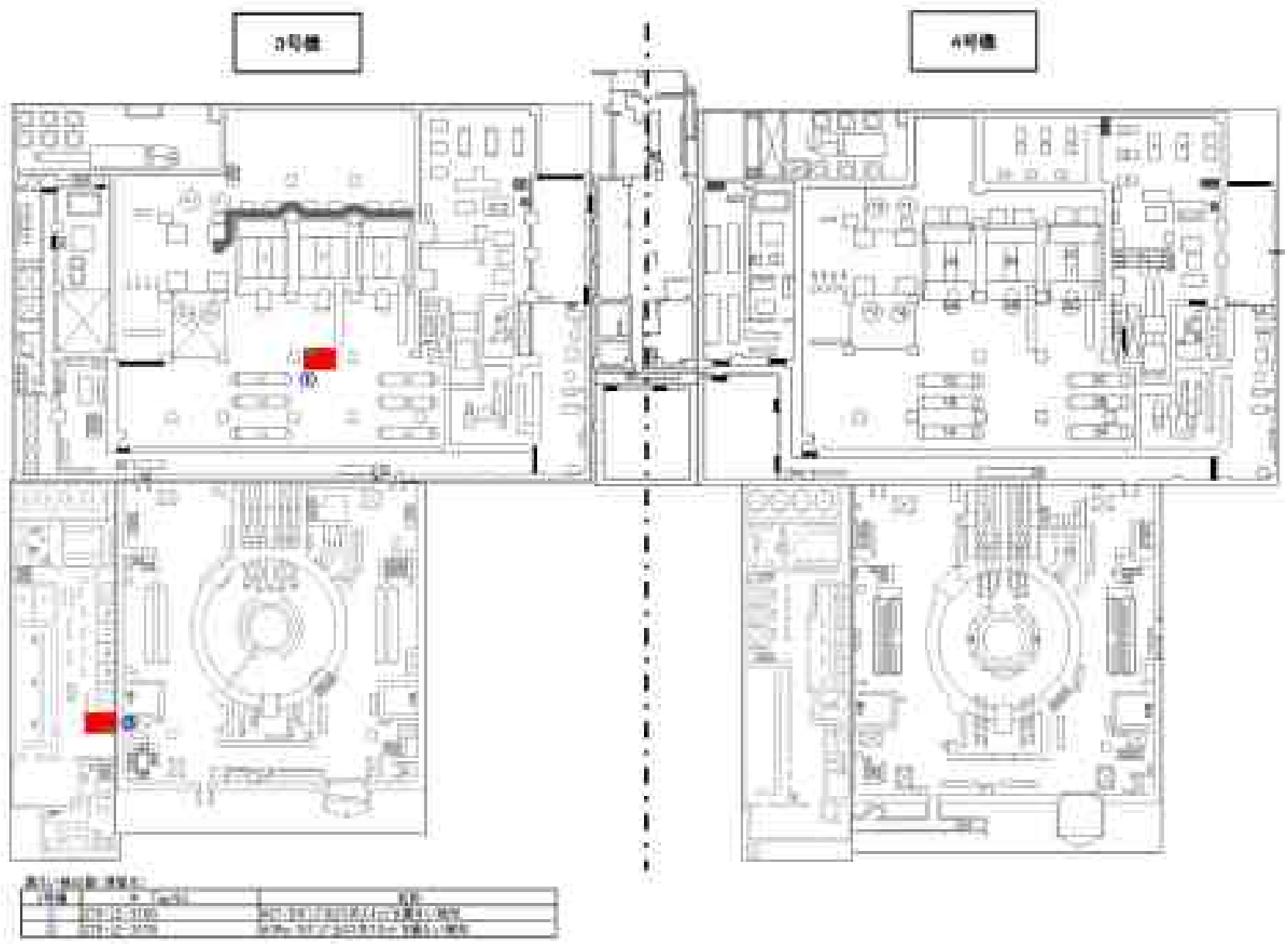


(9) 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)まで

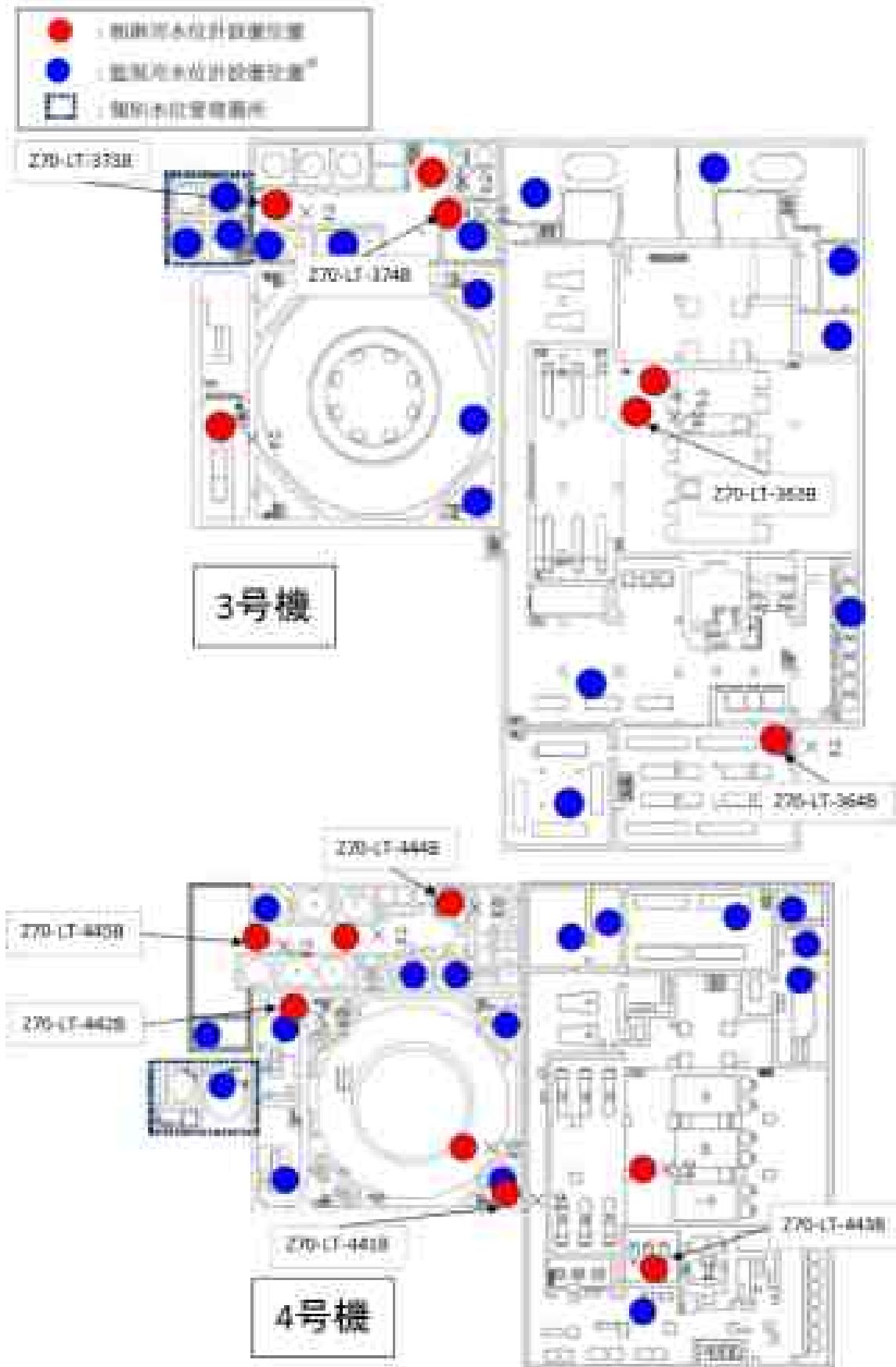




## 2. 漏えい検出装置

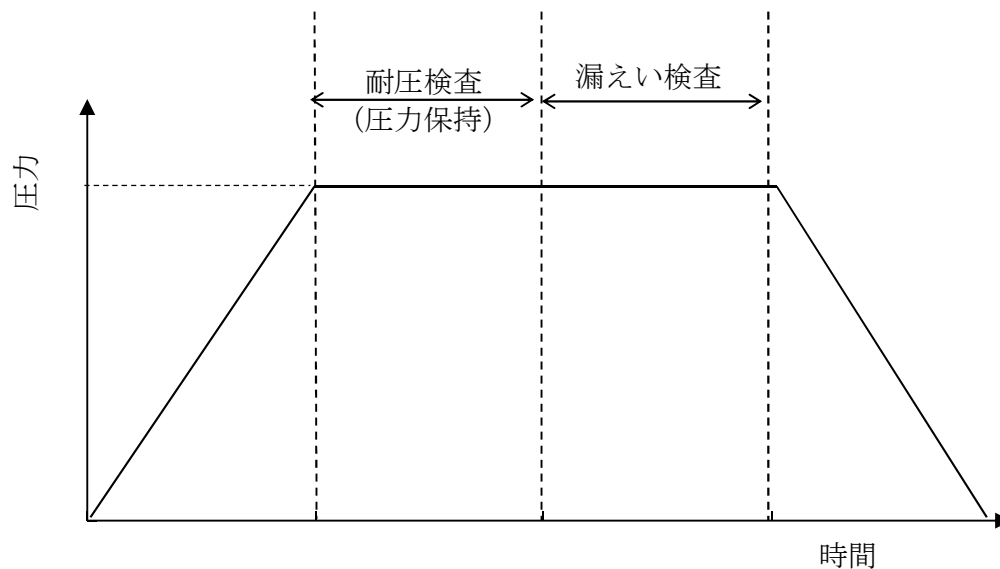


### 3. 水位計



## 耐圧・漏えい検査要領

### 1. 昇降圧曲線



### 2. 検査条件

検査範囲	最高使用圧力 (MPa)	耐圧検査圧力 漏えい検査圧力 (MPa)	耐圧検査 保持時間 (分)	水圧・気圧 の区分
主要配管 (鋼管)	0.96	1.44 ※1	10	水圧
主要配管 (耐圧ホース)	0.96	1.44 ※2	10	水圧
主要配管 (ポリエチレン管)	0.96	0.96 ※3	60	水圧

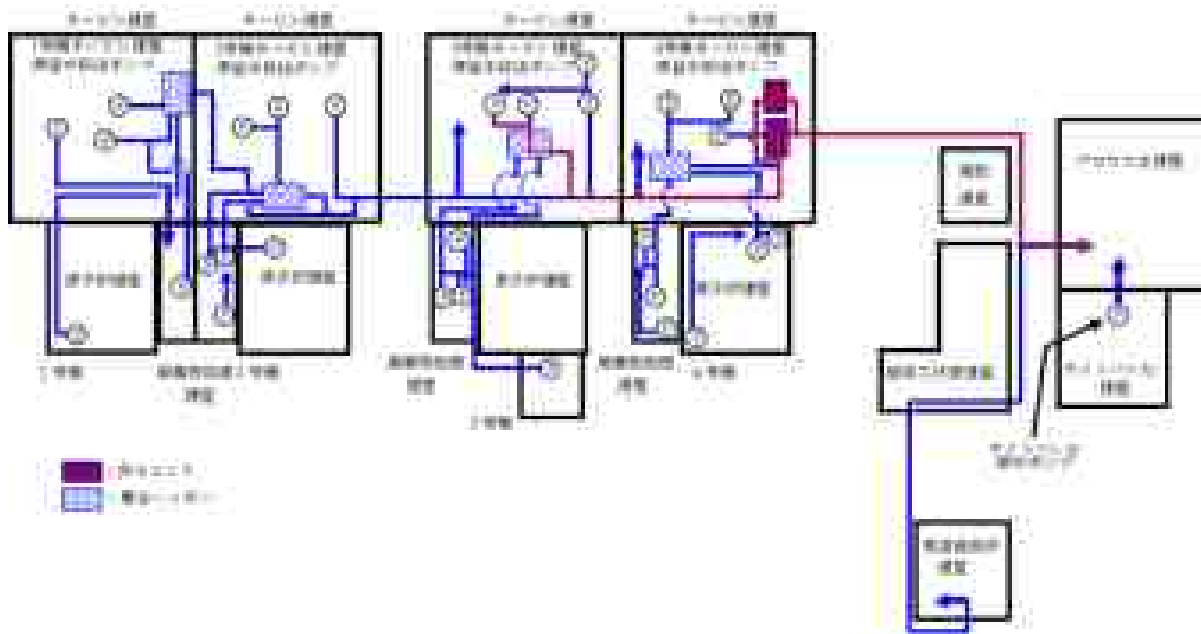
※1 「発電用原子炉設備規格 設計・建設規格 2005(2007)」による

※2 鋼管の検査圧力を考慮して決定

※3 最高使用圧力を考慮して決定

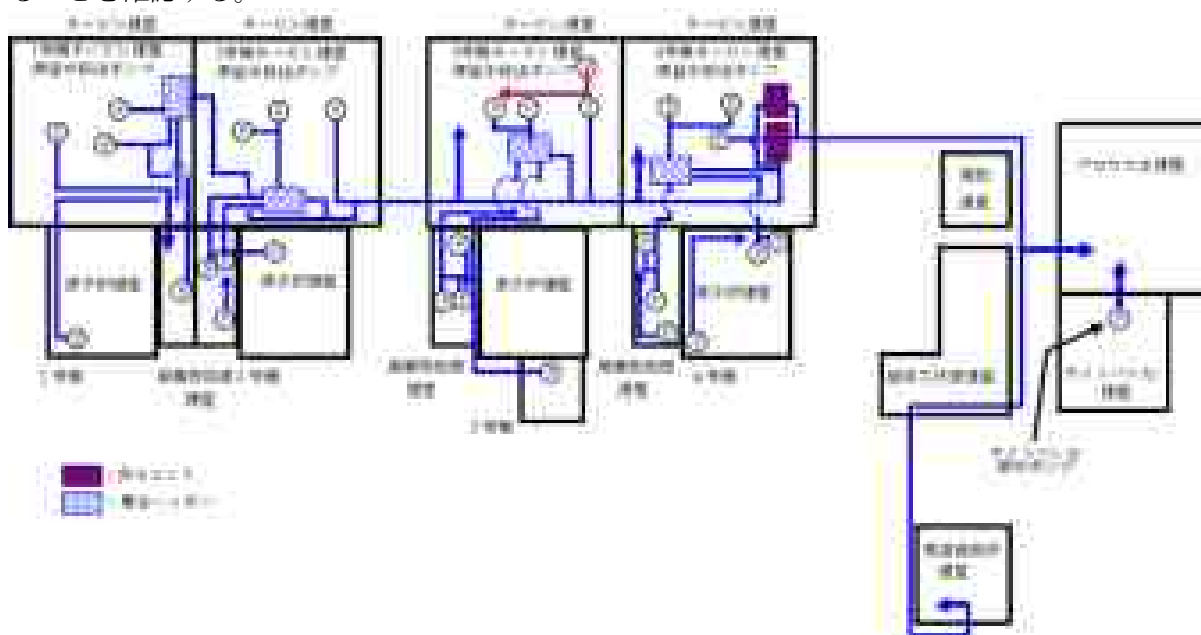
## 通水検査要領

- (1) 3号機タービン建屋床ドレンサンプから3号機タービン建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部まで  
汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（3号機タービン建屋床ドレンサンプからプロセス主建屋）が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。3号機タービン建屋床ドレンサンプ滞留水移送ポンプ(B)の工場試験記録から流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。



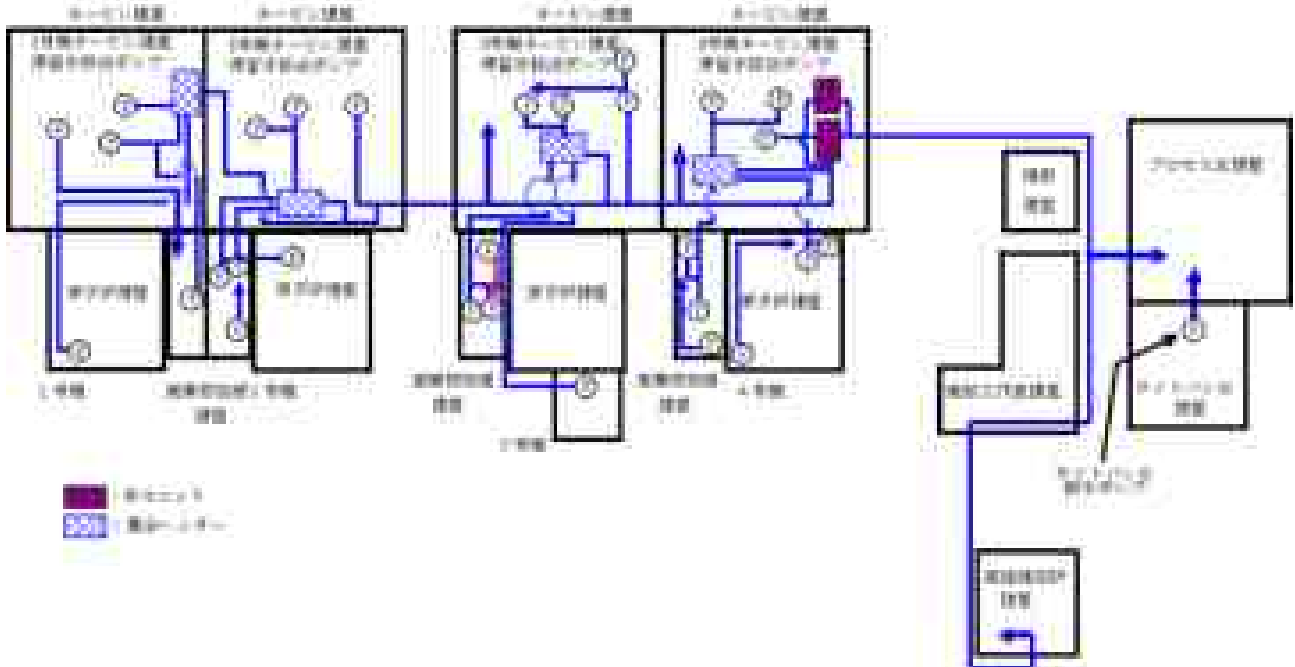
- (2) 3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプまで

汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプから3号機タービン建屋床ドレンサンプ）が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。3号機タービン建屋サービスエリアストームドレンサンプ滞留水移送ポンプ(B)の工場試験記録から流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。



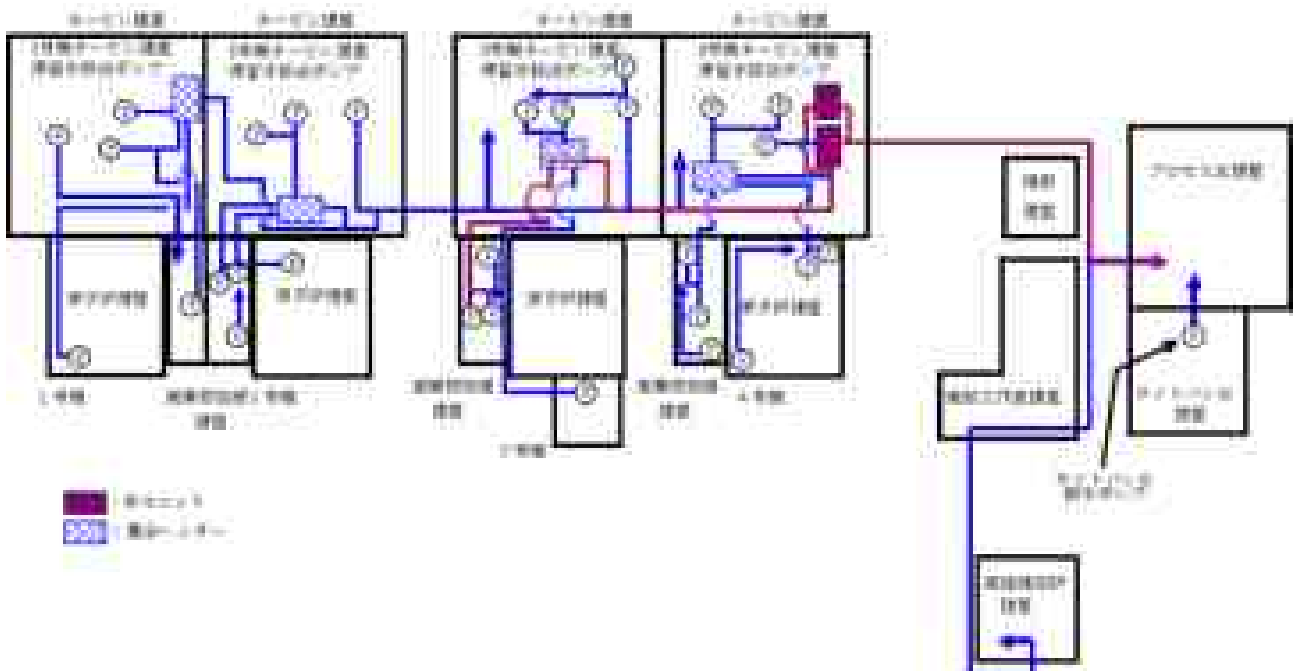
(3) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) まで

汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン (3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) から3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B)) が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (A) 滞留水移送ポンプ (B) の工場試験記録から流量  $12\text{m}^3/\text{h}$  におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計 (実揚程+配管抵抗※) を超えていることを確認する。

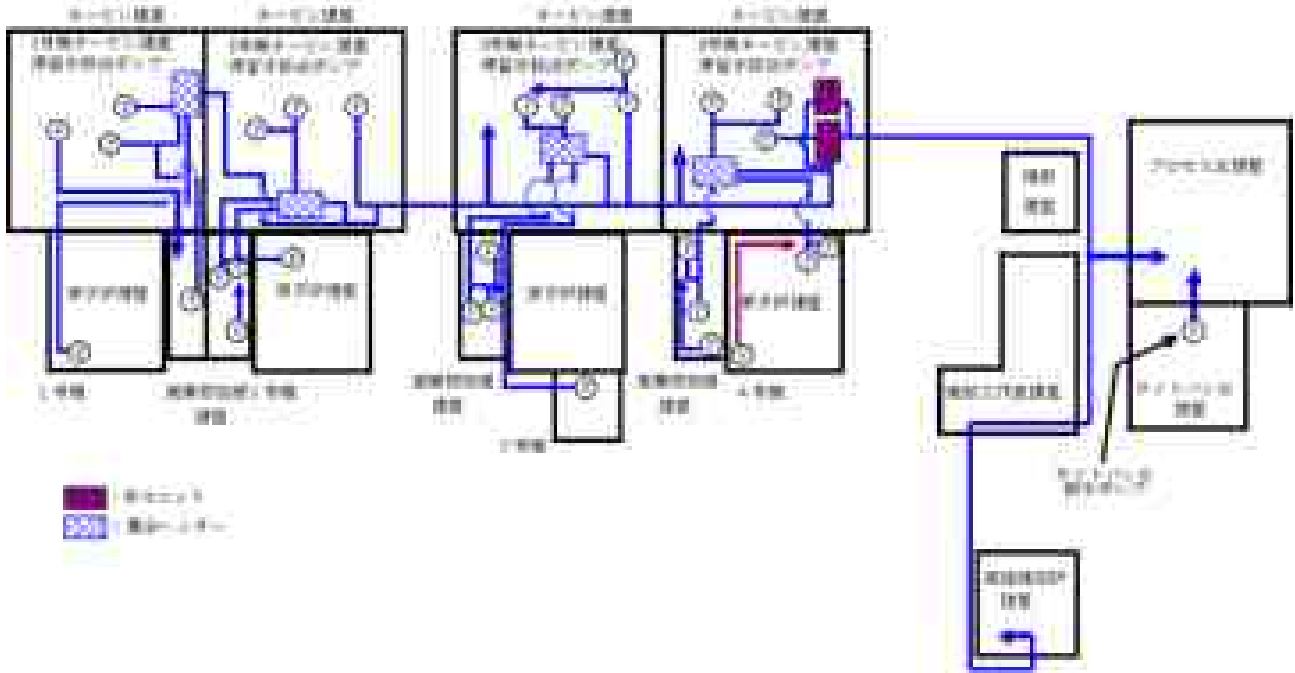


(4) 3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) から3号機廃棄物処理建屋ポンプ出口弁スキッド分岐部まで

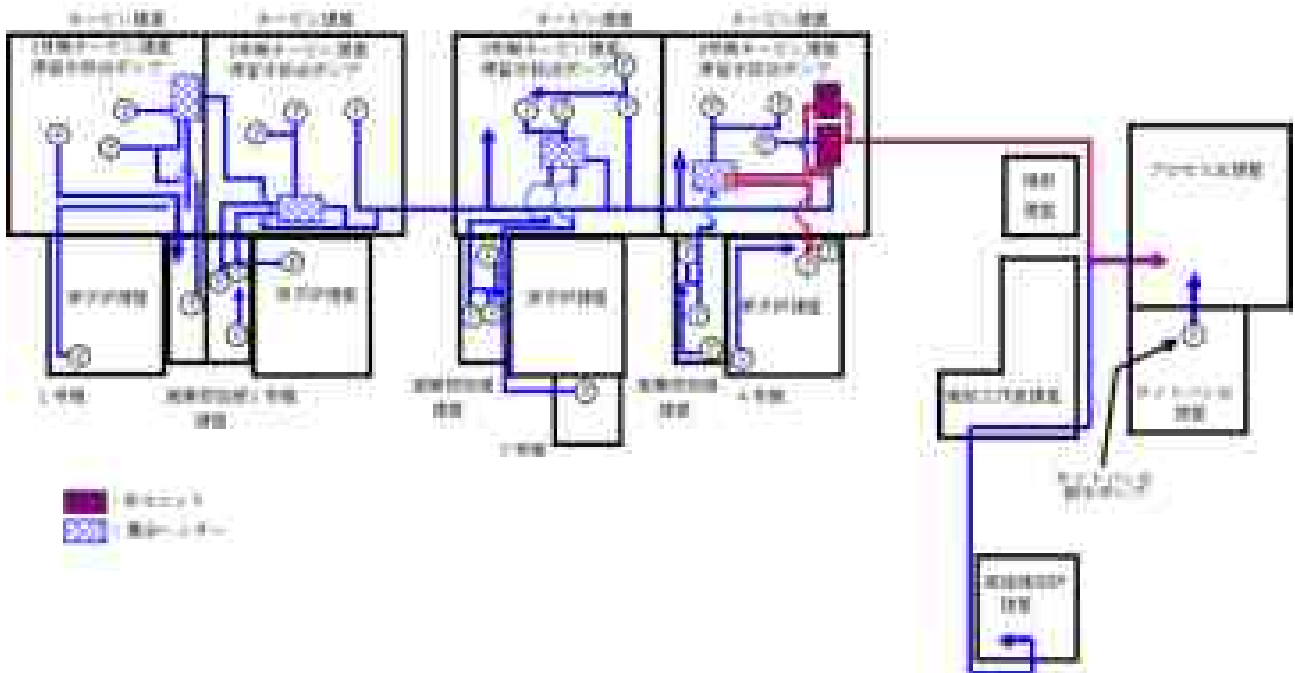
汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン (3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) からプロセス主建屋) が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。3号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ (B) 滞留水移送ポンプ (B) の工場試験記録から流量  $12\text{m}^3/\text{h}$  におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計 (実揚程+配管抵抗※) を超えていることを確認する。



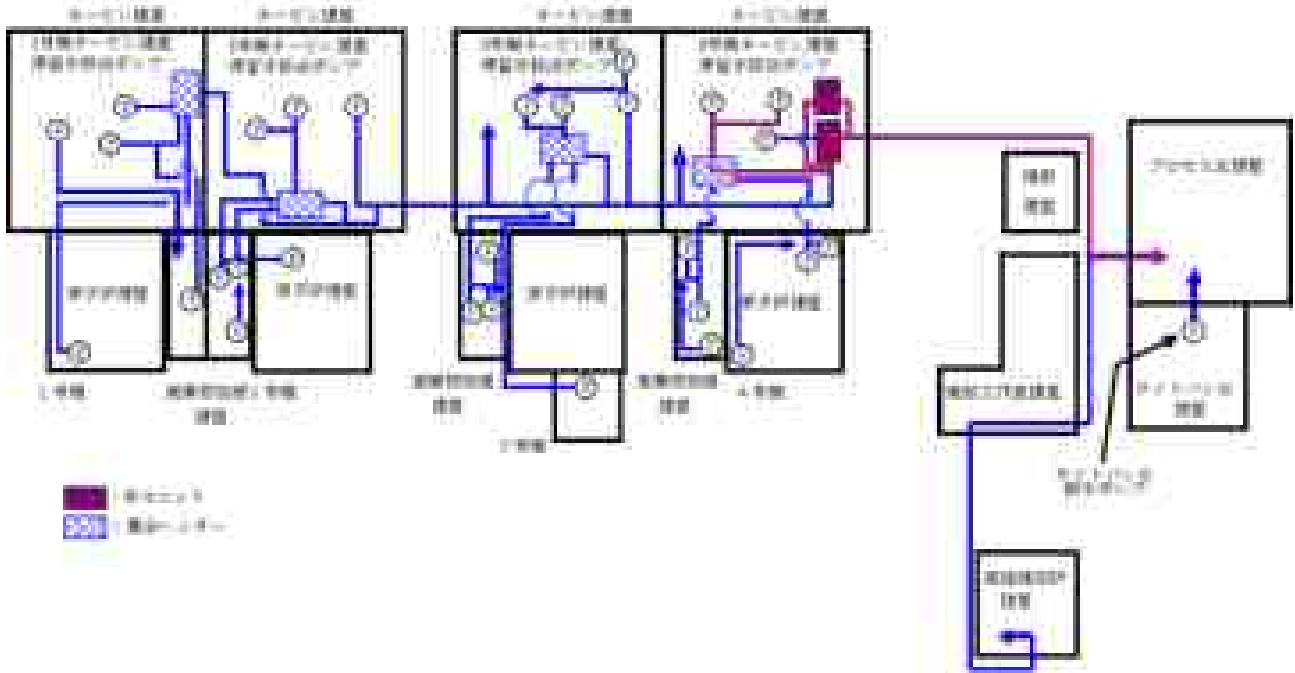
- (5) 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）まで汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）から4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B））が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（B）の工場試験記録から流量  $12\text{m}^3/\text{h}$  におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。



- (6) 4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）から4号機原子炉建屋ストレナユニット分岐部まで汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）からプロセス主建屋）が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。4号機原子炉建屋床ドレンサンプ（B）滞留水移送ポンプ（B）の工場試験記録から流量  $12\text{m}^3/\text{h}$  におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。

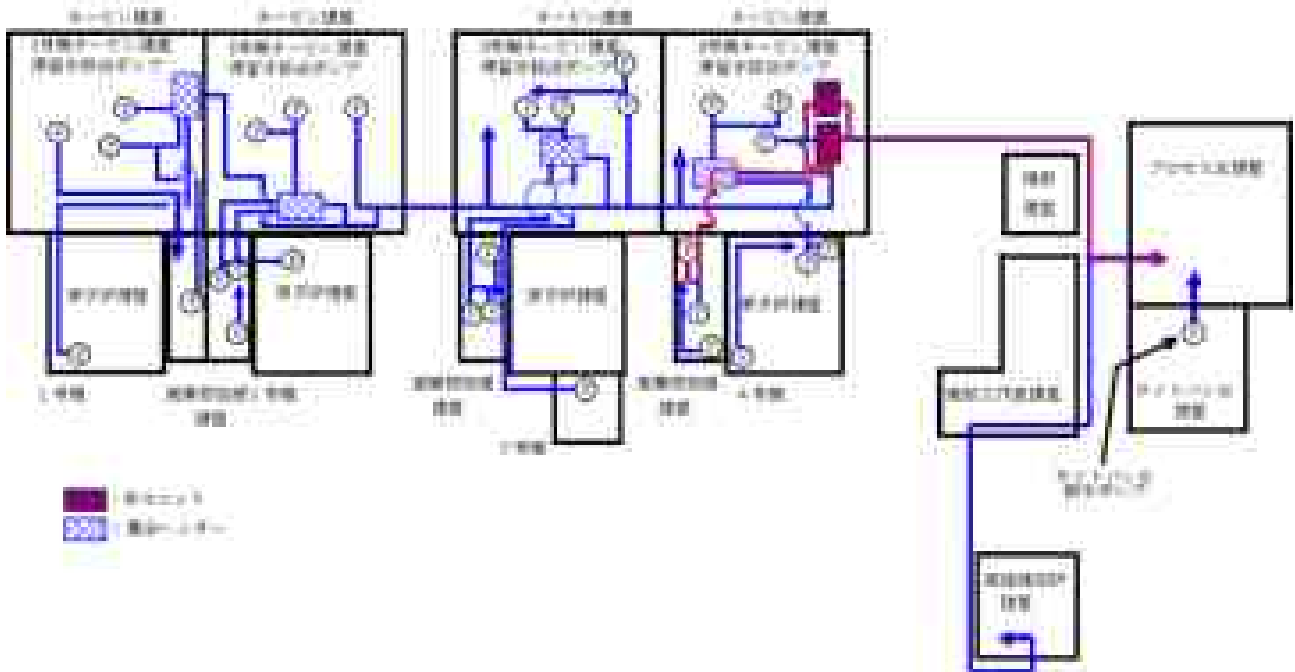


- (7) 4号機タービン建屋床ドレンサンプから4号機タービン建屋ストレーナユニット分岐部まで  
汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（4号機タービン建屋床ドレンサンプからプロセス主建屋）が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。4号機タービン建屋床ドレンサンプ滞留水移送ポンプ(B)の工場試験記録から流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。



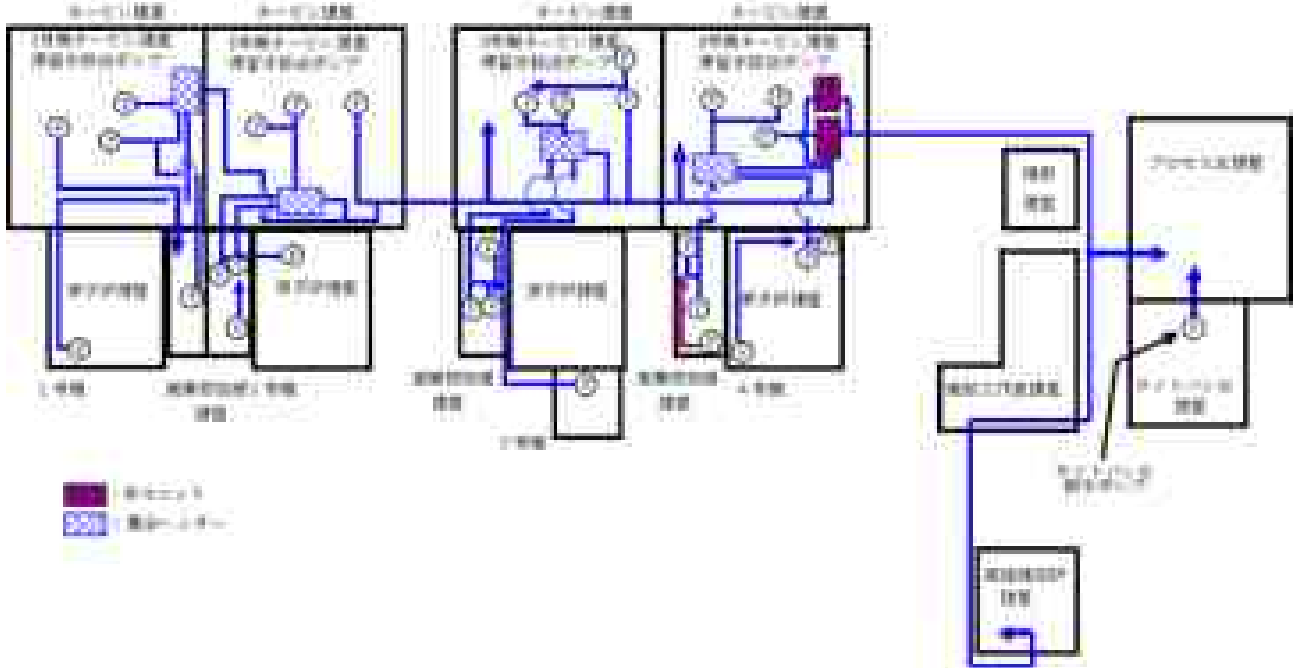
- (8) 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）から4号機廃棄物処理建屋ストレーナユニット分岐部まで

汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン（4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）からプロセス主建屋）が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）滞留水移送ポンプ（B）の工場試験記録から流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計（実揚程+配管抵抗※）を超えていることを確認する。



(9) 4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)まで

汚染水を増加させる可能性があるため、下図の赤線で示す通水ライン(4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)から4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A))が構成されていることを据付検査記録にて確認すると共に、追設した配管の接続前の配管内部確認記録を確認する。4号機廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(B)滞留水移送ポンプ(B)の工場試験記録から流量 $12\text{m}^3/\text{h}$ におけるポンプ全揚程が圧力損失の合計(実揚程+配管抵抗※)を超えていることを確認する。



※ポンプから所定の移送先までの滞留水移送配管に $12\text{m}^3/\text{h}$ で通水した場合の配管抵抗